

議案第45号

阿見町印鑑条例の一部改正について

阿見町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月6日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町印鑑条例の一部を改正する条例

阿見町印鑑条例(昭和49年阿見町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条の2中「, 利用者証明用電子証明書」を「, 個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め, 「第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え, 「に規定する利用者証明用電子証明書」を「に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め, 「カード」の次に「又は移動端末設備(公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい, 同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)」を加え, 「当該利用者証明用電子証明書」を「当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

阿見町印鑑条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、<u>利用者証明用電子証明書</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)が搭載された個人番号カードを用いて、<u>当該利用者証明用電子証明書</u>に係る暗証番号その他必要な情報を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が搭載された個人番号カード<u>又は移動端末設備</u>(<u>公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。</u>)を用いて、<u>当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>に係る暗証番号その他必要な情報を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	

議案第 45 号 説明資料

阿見町印鑑条例の一部改正について

【改正理由】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、マイナンバーカード（個人番号カード）の利便性の抜本的向上のため、5月11日からマイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマホ（移動端末設備）への搭載が可能となりました。

当町で既に実施している「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」のコンビニでの交付については、年内を目途に、スマホ対応に改修となる予定です。

このため、スマホに搭載された電子証明書をを用いてのコンビニ交付に対応するために、現行条例の一部について所要の改正を行うもの。